

平成 29 年 1 月 20 日

お客様 各位

株式会社フェイスに対する著作権侵害訴訟に関するお知らせ

株式会社カンバス
代表取締役 福原誠二

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、弊社は、平成 25 年 7 月 8 日、株式会社フェイス（以下「フェイス」といいます。）を被告として著作権侵害に基づく損害賠償請求訴訟を提起致しましたが、今般、平成 29 年 1 月 19 日、最高裁判所は、弊社の上告受理申立に対し、これを受理しない旨の決定を下しました。

これまでご報告申し上げますとおり、弊社の主張が裁判所に認められなかったのは、ソースコードの比較等直接的な証拠を収集、提出できなかったことによる立証の不十分さにあります。

そこで弊社は、平成 27 年 6 月 15 日、フェイス等を被告として、不正競争防止法違反に基づく損害賠償請求等訴訟を東京地方裁判所に提起し、改めて立証活動を行って参りましたところ、現在、前記別訴を含めた一連の裁判手続において初めて、両社のソースコードの「鑑定」という直接証拠収集の手続が実施されるに至りました。当該「鑑定」においては、被告が裁判所に提出したソースコードが発売当初のものではないという問題点はあるものの、ソースコードの比較結果が鑑定によって明らかになることが期待され、弊社のこれまでの労苦が必ずや報われるものと確信しております。

また、鑑定手続において新証拠が発見された場合は、著作権侵害の問題につきましても、弊社の重要な知的財産を保護すべく、再審その他法的手続を粛々と進めていきます。

現在「鑑定」が進行しておりますので、弊社はこの結果に振り回されることなく、ユーザー様によりお役に立てる、SSTG1 シリーズの開発に注力・邁進していきたいと考えております。

今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。

敬具